

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例

平成 25 年 4 月 1 日
条 例 第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項の規定に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について定めるものとする。

(技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程を卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程を卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 管理者が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。